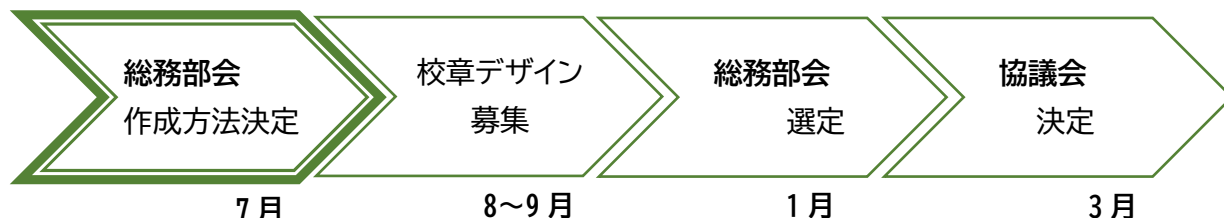


協議事項(2) 豊前市立学校の新しい校章について

豊前市に新設する新しい中学校・義務教育学校・小学校2校の校章を作成するにあたり具体的な作成方法等を決める。

○作成の流れ



1. 校章の作成方法について

		メリット	デメリット
公募	①応募資格:市内中学生 豊前市内の中学校に在学する生徒	・子ども達の思いが詰まった作品が期待できる	・中学生以外で応募したい方が応募できない ・商標権等の調査が必要
	②応募資格:協議事項2	・広く募集でき、また優秀な作品やアイデアから作成することが出来ることが期待できる	・本市の意向に沿った応募があるか不明 ・募集から選考までに時間がかかる
委託	③業者委託	・専門性のある作品が期待でき、補正等は不要	・委託費が必要(他の方法の謝礼に比べ高額)

2. 募集要項について

(1) 応募資格について

- ア. どなたでも応募可能
- イ. 市内在住者の方
- ウ. 市内の小・中学校に在学する児童・生徒・教職員
- エ. 市内の職場に勤務する者
- オ. 市出身者で市外に在住する者

(2) 謝礼について

- ・案1 採用作品 1点 謝礼なし(感謝状)
- ・案2 採用作品 1点 〇万円(10万以内)
- ・案3 最優秀作品 1点 5万円
優秀作品 5点以内 1万円相当の豊前市特産品

(3) その他募集事項について

3. 選定方法等について

(1) 選定方法について

事務局

- ・応募作品を整理し部会委員へ提示
- ・応募デザイン一覧、選定用紙、委任状を部会委員へ送付

総務部会

- ・事前投票: 1人3点を選定し総務部会へ出席(最大42案)
 - ・事務局より提示された一覧から3点を選定し、選定用紙を事務局へ返送
 - ・部会(1次投票)を欠席する場合は、選定用紙と共に委任状を提出
- ・1次投票: 事前選定された42案から、1人2票を投票し上位10案を選定
- ・2次投票: 1次投票で選定された10案から、1人1票を投票し最終選定
得票数により、採用作品等を決定
(得票数が同数となった場合は、同数の作品で再投票)

協議会(全体会)

- ・選定作品が手書き作品の場合、協議会提案に向けて補正(業者委託)
- ・協議事項として部会案の承認を得る
- ・教育委員会に報告

(2) その他

- ・採用作品以外の作品は公表しない
- ・得票数等の選考過程は公表しない
- ・入選作品は本人了解のもと氏名を公表する

募集要項(案)

募集事項	内容
1. 学校名称	<ul style="list-style-type: none"> ・豊前北小学校 ・豊前中央小学校 ・豊前中学校 ・豊前蔵春学園(義務教育学校)
2. 応募期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月程度 ・広報紙での周知は9月号掲載予定のため1ヶ月
3. 応募資格(募集対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議事項 2(1) ・個人に限る ・未成年は保護者の承諾が必要
4. 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募箱投函、持参、郵送、電子メール(FAX 不可)
5. 謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・協議事項 2(2)
6. 応募基準	<ul style="list-style-type: none"> ・自作(他の著作権に抵触しない)かつ未発表のものとする ＊著作権などについて、第三者から異議申し立て・苦情等があった場合は、費用負担を含め応募者が対応する ・カラー、単色は問わない ・カラーの場合は分かりやすく指定する ・モノクロでの使用を考慮する ・グラデーションは不可 ・応募点数は一人につき各校1点
7. 選考方法など	<ul style="list-style-type: none"> ・協議事項3 ・入選作品の応募者のみ連絡する
8. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・採用後も募集要項違反が認められた場合は採用を取り消すこともあり、違反作品による損害は応募者が対応する ・応募に要する経費は、応募者の負担 ・応募作品は返却しない ・選定した校章デザインの著作権等一切の権利は豊前市教育委員会に帰属する ・入選者は一部補作・修正等を事務局に認めることとする
■応募用紙への記載	<ul style="list-style-type: none"> ・校章デザインの説明 <ul style="list-style-type: none"> ▶校章デザインの説明や込めた思いを記入 ・応募者情報 <ul style="list-style-type: none"> ▶住所、氏名、生年月日、連絡先 ▶入選作品の応募者は本人了解のもと本市HP等にて公表 ▶採用作品以外は公表しない
■周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、市HP、協議会だより、公式LINE、ポスターにより周知する ・学校が夏休みになるため、学校への周知方法は今後検討する